

知内町産業振興促進計画

平成30年11月30日作成

北海道上磯郡知内町

1. 計画策定の趣旨

(1) 地理的・自然的現況

知内町は北海道の南端、渡島半島の南西に位置し、東側は津軽海峡を隔てて青森県下北半島をのぞみ、木古内町、福島町、上ノ国町と境界を接しています。総面積は196.75km²で、全体の80%以上が森林地帯で占められています。知内川が町の中央を西から東へ貫流し、その他の多くの中小河川とともに津軽海峡に注いでいます。知内川などの河川流域や海岸地域に平地が開け、肥沃な農地が広がっています。

海岸線は南北21kmに延び、北側の約3分の2は砂浜で、南側は岩礁地帯で変化に富んだ海岸景観をなし、松前矢越道立自然公園の一部を形成しています。

(2) 地域の人口や産業等の動向

町の人口は、昭和34年の10,117人をピークに徐々に減少しており、平成27年の国勢調査では4,653人となっており、人口の減少が続いています。一方世帯数は近年横ばいで推移しており、同じく平成27年に実施された国勢調査では2,004世帯となっています。生産年齢人口比率は54.8%、高齢化率は34.2%となり高齢化が進んでいます。

当町の就業者数は、第3次産業比率が一番高くなっています。平成27年において第3次産業比率が1,088人、44.5%を占め、第2次産業が698人、28.5%、第1次産業が636人、26.0%となっています。また、町の特性としては、全国的な趨勢である第3次産業従事者の増加の中、第1次産業従事者は微減となっているものの600人超であり、基幹産業である第1次産業の担い手を維持しています。しかし、高齢化の進展により生産年齢人口が減少を続け、全産業において担い手や後継者不足が顕著となっているため地域経済の活力の低下が懸念されているところです。

① 総人口の推移

区分	平成2年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	6,383	5,447	5,074	4,653
年少人口 (15歳未満)	1,420 22.2%	751 13.7%	636 12.5%	508 10.9%
生産年齢人口 (15~64歳)	4,065 63.6%	3,242 59.5%	2,936 57.8%	2,553 54.8%
老年人口 (65歳以上)	898 14.0%	1,454 26.6%	1,502 29.6%	1,592 34.2%

出典：「国勢調査結果」(総務省統計局)

②産業別就業人口の推移

区 分	平成 2 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
就業人口	3,016	2,615	2,490	2,441
第1次産業	806	673	674	636
	26.7%	25.7%	27.0%	26.0%
第2次産業	1,092	807	705	698
	36.2%	30.8%	28.3%	28.5%
第3次産業	1,118	1,128	1,098	1,088
	37.0%	43.1%	44.0%	44.5%
分類不能産業 人 口	0	7	13	19
	0%	0.2%	0.5%	0.7%

出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）

(3) 今後の見通し、将来ビジョン

「知内町まちづくり総合計画」（第6次計画・平成28年度～平成37年度）におけるまちづくりの基本構想（テーマ）として、『誰もが輝く定住・移住・交流のまち』を掲げ若い世代が住み続けられる環境の整備や北海道新幹線、函館・江差自動車道の整備などの交通利便性の向上を見据え、町外からの移住の受入体制を構築していく必要があります。

また、平成28年3月に策定された「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「豊かな暮らしプロジェクト」「活力ある地域産業創造プロジェクト」「新たな時代に向けた地域創造プロジェクト」の3分野のプロジェクトを掲げ、定住移住促進支援・出産子育て支援・就労人口の確保・低炭素づくりの推進等における事業の展開を図ることとしています。

このような本町の現状を踏まえ、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づき、本計画を策定します。

2. 計画の対象とする地区

本計画の対象となる地域は、知内町全域とします

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成31年1月1日から平成35年3月31日までとします

4. 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 農業の現状及び課題

知内町の農業は、道内では温暖・湿潤な気候を生かし、稲作を中心に発展し、これに畑作、酪農、畜産を組み合わせた複合経営を営んできましたが、近年はニラ・ホウレン草・トマトなどの施設型園芸作物に積極的に取り組み生産拡大を進め、現在は施設園芸作物と水田を組み合わせた経営が主体となっています。またニラにおいて平成 29 年

の生産額は12億2千万円を達成し、生産額は10年間で倍増に迫る伸びを記録しています。しかし担い手の高齢化や後継者不足により今後農地の荒廃が懸念されています。このため地域資源である農地や水利施設などの有効管理と保全管理により農地の集積と流動化及び作目ごとの団地化を積極的に推進し、優良農地の確保と農地の荒廃や遊休化の防止に努め農業経営の安定を図っていく必要があります。

(2) 林業の現状及び課題

知内町の林業は、当町の森林面積は15,886haでありその内国有林が57.3%を占め他は町有林と私有林となっています。近年は、輸入木材の増加や長期にわたる木材価格の低迷、人件費をはじめとする経営コストの増嵩などにより厳しい状況となっていることから、森林所有者の林業への投資意欲や関心が減退しており、間伐などの手入れに必要な森林が多くみられる状況にあります。こうしたことから間伐など森林整備の推進に努め、地材地消として利用拡大を図るとともに、森林整備の低コスト化や担い手の確保・育成などを通じて森林の整備を進める環境を整える必要があります。

(3) 漁業の現状及び課題

知内町の漁業は、暖流・寒流が交錯する津軽海峡が好漁場となり、古くから漁業が営まれ、本町発展の基礎を築いてきました。近年は獲る漁業から「育てる漁業」への転換が図られてきました。ホタテ、カキ、ウニ、コンブなどの栽培養殖を主体とし、さらには漁場改良事業などを積極的に推進しています。漁業従事者の高齢化が進んでおり、増養殖技術の向上と漁家の後継者対策が課題となっています。

(4) 商業の現状及び課題

知内町の商業は、平成26年の商業統計調査によると、事業所数は33、従業者数は155人で年間販売額は52億1千万円で、平成24年と比較すると従業者数は減少傾向にあるものの年間販売額は増加しています。33事業所のうち、法人は17、個人は16となっており、集落の商店が減少する一方、コンビニエンスストアの立地が進んでいます。高齢化の進展に伴い日常の買い物に不便を感じる世帯の増加が見込まれ、買い物弱者へのサービス提供体制の構築が課題となっていました。平成31年に大型スーパーの出店が予定されており、町民の買い物利便が確保されることから、今後はデマンドバスの運行等、買い物の交通利便を支える体制の構築が課題となっています。

(5) 観光業の現状及び課題

知内町の観光業は、「道南の知床」ともいわれるすぐれた自然景観を有する矢越海岸があり、昭和43年に「松前・矢越道立自然公園」の指定を受けたのをはじめ山岳や海岸などの景勝地に恵まれています。また開湯800年という道内最古の歴史を誇る「知内温泉郷」や運動浴槽を整備した「こもれび温泉」も利用が進んでおり年々宿泊客が増加傾向にあります。また小谷石地区では民間事業者「矢越クルーズ」が営業されて

おり、小型船でのクルージングツアーには、全国からの観光客が訪れています。当町の主たるイベントは8月に開催している「サマーカーニバル in 知内」のほか2月に開催している「しりうち味な合戦冬の陣カキVSニラまつり」等があります。また地域の基幹産業である農業と連携し、体験観光も実施しています。その他の観光施設等と連携した取り組みが今後求められます。

また観光の一層の振興に向け、DMO候補法人として「一般社団法人しりうち観光推進機構」が平成30年4月に設立されており、今後本法人が観光振興の推進母体となつて取り組みを強化する必要があります。

(6)工業の現状及び課題

知内町の工業は、木材加工業と食品製造業、家具等製造業があり町外からの進出企業を含めこれらはいずれも地域経済の重要な地位を占め、町民の雇用と生活に大きな役割を果たしています。しかしながら、大半は小規模企業であり、永く続く景気の低迷により経営環境は厳しさを増しており、経営の近代化や新製品の開発に対する支援が求められています。このようなことから雇用の確保や増加を図り定住人口の維持増大につなげる必要があります。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- (1)製造業
- (2)旅館業
- (3)農林水産物等販売業
- (4)情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担

知内町の産業を振興するため、各主体が連携して実施する取り組みは以下のとおりとします。

(1)北海道

道南地区連携の政策展開方針を策定しており、総合的な産業振興策を推進しています。北海道新幹線開業とともに、周辺市町や渡島総合振興局等と広域連携し観光客誘致対策等の取組を進めています。また、租税特別措置について、積極的な情報提供に努めるなど活用の促進を図ります。

(2)知内町

機械設備等の更新取得等にかかる特別償却制度等の町内事業者への周知や利用相談を商工会等と連携しながら実施し、設備リニューアルについて情報提供をして活用促進を行います。

また、半島振興対策実施地域において固定資産税の不均一課税の措置を行いま

す。

雇用及び定住移住促進策として知内町ものづくり産業振興条例(平成27年6月)を活用しサポートをしていきます。また町独自の事業とはなりますが、新規高卒者等雇用奨励助成事業を活用し町内高校生の地元企業への就職の推進を図っていきます。

農業は、国、道等の各種助成制度を活用しながら、農業協同組合等の関係機関と町が連携し、生産基盤の整備や支援体制の強化等を行います。

また、担い手育成については、地域産業担い手対策連絡協議会を通じて、新規就農者の受入れ、魅力ある農業の確立と優れた担い手の育成を行います。また各産業も同様に協議会を通じて担い手の確保を行っていきます。

農用地の流動化を促進し、農用地の高度利用を図ることにより耕作放棄地を防止するとともに、協業等による経営の合理化・省力化を目指します。

林業は、国、道等の各種助成制度を活用しながら、森林組合等の関係機関と町が連携し国有林、民有林が一体となった流域管理を推進するために、幹線林道の整備を図り、併せて合理的な山林内道路網の計画的な整備を促進します。また、道南スギ有効活用・需要拡大についても行っていきます。

水産業は国、道等の各種助成制度を活用しながら、漁業協同組合等の関係機関と町が連携し、漁港の整備や養殖事業の推進を図っていきます。

商工観光業は、商工会、観光協会及びしりうち観光推進機構と連携し、地域商業の販売力強化及び雇用の創出、特産品を活用した商業の推進等の取り組みを実施していきます。

観光は、しりうち観光推進機構が推進母体となり、知内町の魅力を発信し交流人口の増加に取り組みます。また、地域の基幹産業である農林漁業と連携を深め、体験観光や交流観光を推進していきます。

(3)関係機関の取組

①新函館農業協同組合

農業を取り巻く情勢はTPP協定参加やWTO農業協定の進展など厳しい状況下にあります。また、高齢化や労働力不足などの課題も抱えています。今後は、生産基盤の整備や農地の集約などによる生産性の向上と作業の外部委託等により労働力の軽減に取り組んでいきます。

②上磯郡漁業協同組合

漁業者の減少・高齢化が進み、後継者不足が課題となっており、また漁獲量の低迷が拍車を掛けており、担い手不足となっています。水産物の付加価値向上とブランド化を推進し、地元水産物の販売促進支援に取り組んでいます。

③知内商工会

地元企業の経営相談・指導を対象とした講習会等を開催し、会員の抱える専門的な課題の解決を図り、創業支援・事業継承支援などを活用した経営数値の見える化により、経営力の支援を行っていきます。また、競争力のある知内ブランドを開発する企業への後押しも同時に行っていきます。

④知内観光協会及びしりうち観光推進機構

知内観光協会では、フォトコンテストや地域資源を活用した観光事業を実施し、知内町の自然や風景などの魅力をPRする取り組みを実施します。

しりうち観光推進機構では、観光案内のワンストップ窓口、観光拠点の整備、観光メニューの振興、プロモーション活動等を行い、観光面でのまちづくりを総合的に担う取り組みを行っていきます。

7. 計画の目標

計画期間中(平成31年1月1日から平成35年3月31日)の目標を次のとおりとします。

業種	新規設備投資件数	新規雇用者数	投資額
製造業	1	36	5,000 千円
旅館業	1	12	5,000 千円
農林水産物等販売等	1	51	5,000 千円
情報サービス業等	1	4	5,000 千円